

大桑小学校 P T A 規約

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 この会は大桑小学校 P T A という。

第 2 条 この会の事務所は大桑小学校内に置く。

第 2 章 目的と活動・方針

第 3 条 この会は児童の保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第 4 条 この会は前条の目的を遂げるために、次の活動をする。

- (1) 家庭と学校との緊密な連絡を図り、児童の生活の健全育成に努める。
- (2) 児童の生活環境を改善する。
- (3) 会員相互の親睦と研修に努める。
- (4) その他、目的達成に必要な活動をする。

第 5 条 この会は次の方針にしたがって活動する。

- (1) 児童の教育ならびに、福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよらない。また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) 学校の人事やその他の管理には干渉しない。

第 3 章 会 員

第 6 条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。

- (1) 大桑小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる保護者。
- (2) 大桑小学校の教職員。

第 7 条 この会の会員は、会費を納めなければならない。

- 2 会費は 1 戸当たり月額 5 0 0 円とし、年 2 回分納する。
- 3 社会の情勢により会費を増額または減額する場合は、運営委員会の議決を経て総会にて決定する。

第 8 条 会員は平等の義務と権利を有する。

第4章 経 理

第9条 この会の活動に要する経費は会費・寄付金およびその他の収入によって支弁される。

第10条 この会の経理は総会によって議決された予算に基づいて行われる。

第11条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を経なければならない。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年の3月31日に終わる。

第5章 役 員

第13条 この会の役員は次のとおりとし、総務委員会を構成する。

- 会 長 1名
- 副会長 6名以内（各地区2名以内）
- 書 記 3名（保護者2名、教職員1名）
- 会 計 2名（保護者1名、教職員1名）
- 常置委員会委員長 各1名（保護者）
- 厚生委員地区支部長 各1名（保護者）
- 監 事 4名（保護者）
- 幹事長 1名
- 企画・広報 3名

第14条 役員は運営委員会により全会員の中から推挙され、総会の承認を得て決定する。

2 教職員より出る書記は教頭、および会計は PTA 担当教職員を以て充てる。

3 地区支部長は各地区厚生委員の代表を以て充てる。

第15条 役員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

第16条 役員の任務は次のとおりである。

- (1) 会長は会務を総理し、この会を代表する。
- (2) 副会長、幹事長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
- (3) 書記は会議の議事を記録し、適正に書簡を保管する。
- (4) 会計は総会が決定した予算に基づいて会計事務を処理し、この会の財産を管理して総会に会計報告および決算報告をする。
- (5) 企画・広報は PTA 事業の企画調整及び広報を行う。

第6章 監事、顧問・参与、相談役及び幹事

第17条 この会の経理を監査するため、監事を置く。

2 監事は、会員の中から計4名を選出する。

第18条 監事は、随時会計を監査し、総会に監査報告をする。

第19条 監事は、他の委員を兼ねることができない。

第20条 この会に若干の顧問・参与を置くことができる。

2 顧問・参与は会長が委嘱する。

3 顧問・参与は会長の諮問に応ずる。

4 顧問・参与の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

第21条 この会に相談役を置く。

2 相談役は校長を以て充てる。

3 相談役はPTA活動の円滑な運営を図るため、運営委員会に助言を与える。

第22条 この会に若干の幹事を置くことができる。

2 幹事はPTA行事に必要な応じて補助をする。

3 幹事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 総 会

第23条 総会は全会員を以て構成され、この会の最高決議機関である。

第24条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

第25条 定期総会は年1回、年度始めに会長は招集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 前年度の事業及び決算の承認
- (2) 新年度の役員及び監事の承認
- (3) 新年度の事業計画及び予算の審議決定
- (4) その他の重要案件の審議決定

第26条 臨時総会は緊急重要事項を審議決定するため、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 運営委員会が必要と認めたとき
- (3) 会員の10分の1以上の要求があったとき

第27条 総会は会員の5分の1以上が出席しなければ開催することができない。ただし、委任状を認める。

第28条 総会の議事は、出席者（委任状を含む）の過半数で決する。

第8章 運営委員会

第29条 運営委員会の構成及び任務は次のとおりである。

- (1) 運営委員会は役員（総務委員）ならびに校長を以て構成し、会長が召集する。
- (2) 運営委員会は総会に次ぐ議決機関である。
- (3) 各部の常置委員会を分掌する。
- (4) 臨時委員会を構成する。
- (5) 総会に提出する議案を作成する。

第30条 運営委員会は会長が必要と認めたととき、また構成員の4分の1以上の要求があったときに開催する。

第31条 運営委員会は構成員の2分の1以上の出席によって成立し、出席者（委任状を含む）の過半数で決定する。

第32条 運営委員会の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

第9章 常置委員会及び臨時委員会

第33条 この会に次の常置委員会を置く。

- (1) 文教委員会（広報紙発行その他に関すること）
- (2) 安全委員会（児童の校外生活の安全指導及び関係団体との連携に関すること）
- (3) 保健体育委員会（保健及び体育に関すること）
- (4) 厚生委員会（資源回収に関すること）
- (5) クラス委員会（各会員相互の連携に関すること）

第34条 臨時委員会は必要に応じ、運営委員の中から選出して構成する。

第35条 各委員会は構成員の2分の1以上の出席により成立し、出席者の過半数を以て議決する。

第10章 協力員

第36条 PTA事業をサポートするために次の協力員を置く。

- (1) 安全協力員(安全委員会等の活動補助)
- (2) 幹事協力員(幹事会等の活動補助)
- (3) クラス協力員(クラス委員会等の活動補助)

第 1 1 章 表 彰

第 3 7 条 この会のために特に功労のあった者、この会の発展のために特に協力した者を表彰することができる。

第 1 2 章 見舞金及び慶弔金

第 3 8 条 この会の会員又は児童に見舞金及び慶弔金を支出することができる。

第 1 3 章 規約の変更

第 3 9 条 この規約は総会において出席者（委任状を含む）の3分の2以上の賛成がなければ変更することができない。

第 1 4 章 細則の制定

第 4 0 条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て制定することができる。

2 細則を制定、又は改廃した場合はその結果を会員に報告しなければならない。

第 1 5 章 付 則

重要案件については運営委員会で審議、総会に報告する。

この会には会員名簿、記録簿、会計簿を常備する。

この規則は昭和60年5月9日より施行する。

昭和63年5月12日一部改正	平成 元年6月 8日一部改正
平成 6年5月16日一部改正	平成11年5月10日一部改正
平成12年5月19日一部改正	平成13年5月18日一部改正
平成16年3月12日一部改正	平成17年3月11日一部改正
平成18年2月25日一部改正	平成22年5月14日一部改正
平成23年2月16日一部改正	平成23年5月20日一部改正
平成26年2月14日一部改正	平成27年2月13日一部改正
令和 2年2月 7日一部改正	

大桑小学校PTA慶弔・渉外・旅費等規程

前 文 大桑小学校PTA規約第38条に基づき見舞金・慶弔金等について次のとおり定める。

第1条 大桑小学校PTA会員及び大桑小学校在籍の児童（以下会員、児童という。）が30日以上病臥もしくは14日以上入院をした場合は、次のとおり見舞金を支出することができる。

- 1 会 員 5000円
- 2 児 童 5000円

第2条 会員及び児童、教職員の父母、子、配偶者が死亡した場合は次のとおり弔慰金及び生花1基を支出することができる。

- 1 会 員 5,000円
- 2 児 童 5,000円

第3条 会員の家屋が火災等により被害を受けた場合は会長の判断により見舞金を支出することができる。

第4条 会員又は児童以外の者でも大桑小学校PTA発展のため寄与した者の弔慰については会長の判断により周囲の状況を勘案してこの規定の範囲内の額を支出することができる。

第5条 会員がPTA事業に出席中の事故及び現在の役員、職員の弔慰について会長の判断により周囲の状況を考慮し倍額まで支出することができる。

第6条 旅費・渉外等

(1) 旅費は原則として公共の料金において実費精算とする。

ただし、加須市内については対象外とする。

* 公的研修等で1日の場合は、昼食代を1000円の範囲内で支給する

(2) 渉外に関する費用は会費から支出する。

第7条 教職員の結婚、出産につき祝金5,000円を支出することができる。

第8条 この規定は昭和56年5月1日より施行する。

付則 平成 7年5月22日一部改正

平成13年5月18日一部改正

平成26年2月14日一部改正